令和6年度 自己点検シート

(介護報酬編)

(居宅介護支援)

事	業	所	番	号: 33				
事	業		所	名:				
点	検	年	月	日: 令和	年	月	日()
点	検	担	当	者:				

- ※「届出状況」の欄には、当該加算における市への体制届の提出の有無について記入してください。
- ※「算定状況」の欄には、前年度の4月1日以降における当該加算の算定の有無について記入してください。

届出 状況	算定 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠
		居宅介護支援費 (1月につき)	(1)費用の額は、「指定居宅介護支援介護給付費単位数表」 により算定されているか	該当		
			①居宅介護支援費 (I)	該当		
			居宅介護支援費 (i) 取扱件数が 4 5 未満又は 4 5 以上である場合において、 4 5 未満の部分を算定	該当		
			(a) 要介護1又は要介護2	1, 086単位		
			(b) 要介護3、要介護4又は要介護5	1, 411単位		
	│ │		居宅介護支援費 (ii) 取扱件数が 4 5 以上である場合において、 4 5 ~ 6 0 未満の部分を算定	該当	・サービス提供票・別表控	
			(a) 要介護1又は要介護2	5 4 4 単位	・給付管理票	
	□ 無		(b) 要介護3、要介護4又は要介護5	7 0 4 単位	・介護給付費請求書、明細書 ・勤務体制一覧表	
			居宅介護支援費 (iii) 取扱件数が 4 5 以上である場合において、 6 0 以上の部分を算定	該当		告示別表イ注1、注2 通知第3の7
			(a) 要介護1又は要介護2	3 2 6 単位	・山動海(ダイムガード) ・委託契約書	
			(b) 要介護3、要介護4又は要介護5	4 2 2 単位		
			②居宅介護支援費(II) ケアプランデータ連携システムの活用かつ、事務職員の配 置を行っている指定居宅介護支援事業所	該当		
			居宅介護支援費(i) 取扱件数が50未満又は 50以上である場合において、50未満の部分を算定	該当		
			(a) 要介護1又は要介護2	1, 086単位		
			(b) 要介護3、要介護4又は要介護5	1, 411単位		
			居宅介護支援費 (ii) 取扱件数が50以上である場合において、 50~60未満の部分を算定	該当		

届出 状況	算定 状況	点検項目	点検事項		点検結果	確認書類	根拠
		居宅介護支援費 続き	(a) 要介護1又は要介護2		5 2 7 単位		
			(b) 要介護3、要介護4又は要介護5		683単位		
			居宅介護支援費 (iii) 取扱件数が50以上である場合において、 60以上の部分を算定		該当		
			(a) 要介護1又は要介護2		3 1 6 単位		
			(b) 要介護3、要介護4又は要介護5		410単位		
			※取扱件数の算定方法 利用者(月末に給付管理を行っている者)の総数に、介護予防に1/3を乗じた数を加えた数を、当該事業所の常勤換算方法介護支援専門員の員数で除して得た数 取扱件数=(要介護者数+要支援者数の1/3) ÷常勤換算による介	によ	り算定した		
	□ 有□ 無		【月の途中で、利用者が死亡し、又は施設に入所した場合】 死亡、入所等の時点で居宅介護支援を行っており、かつ給付管 理を市町村に届け出ている事業者について、居宅介護支援費を 算定しているか		適正		通知第3の1
	□ 有□ 無		【月の途中で、事業者の変更がある場合】 変更後の事業者についてのみ居宅介護支援費を算定しているか		適正		通知第3の2
	□ 有□ 無		【月の途中で、要介護度に変更があった場合】 要介護1又は要介護2から、要介護3から要介護5までに変更 となった場合の取扱いは、月末における要介護度区分に応じた 報酬を請求しているか		適正	・サービス提供票・別表控	通知第3の3
	□ 有		【月の途中で、他の市町村に転出する場合】 転出の前後のそれぞれの支給限度額は、それぞれの市町村で 別々に管理し、給付管理表も別々に作成しているか		適正	・給付管理票 ・介護給付費請求書、明細書	通知第3の4
	□ 有		【サービス利用票を作成した月において利用実績のない場合】 サービス利用票の作成が行われなかった月及びサービス利用票 を作成した月においても利用実績のない月について、居宅介護 支援費を請求していないか。(ただし、病院等を退院する者で あって、医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回 復の見込みがないと診断した利用者について、モニタリング等 の必要なケアマネジメントを行い、請求にあたって必要な書類 の整備を行っている場合は請求可能。)		適正		通知第3の5

届出 状況	算定 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠
			高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催 していない	該当	・委員会の議事録	
□有	□有		高齢者虐待防止のための指針を整備していない	該当	・虐待の防止のための指針	告示別表イ注3
□ 無	□ 無	施減算 (1/100)	高齢者虐待防止のための研修を定期的に実施していない	該当	・研修計画、実施記録	通知第3の8
			高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いてい ない	該当	・担当者を設置したことが分かる 文書	
□有	□有	業務継続計画未策定減算	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス 提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業 務再開を図るための計画を策定していない	該当	・業務継続計画	告示別表イ注4
□ 無	□ 無	【※令和7年3年31日 までは適用しない】	上記計画に従い必要な措置を講じていない	該当	未彷ሎが品 四	通知第3の9
	□ 無	同一建物減算 (95/100)	(1)事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物(同一敷地内建物等※1)に居住する利用者 (※1)同一敷地内建物等:事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地(事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。)にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なもの (2) 1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く)の利用者 ※1月当たりの利用者数は、当該月において提出した給付管理票に係る利用者のうち、該当する建物に居住する利用者の合計	該当	・居宅サービス計画 ・支援経過記録 ・給付管理票	告示別表イ注5 通知第3の10
	□有□無	運営基準減算 (50/100)	(1)居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、次の内容についての文書交付及び説明の実施 ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること。 ・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること。 (2)居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たって・利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接の実施 ・居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付	未実施未実施未実施	・重要事項説明書等 ・アセスメント記録 ・支援経過記録等 ・居宅サービス計画書、 ・居宅サービス計画に対する同意	告示別表イ注6

届出状況	算定 状況	点検項目	点検事項		点検結果	確認書類	根拠
		運営基準減算続き	(3) サービス担当者会議の開催 ・居宅サービス計画を新規に作成した場合及び変更した場合 ・要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合 ・要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合		未実施 未開催 未開催 未開催	・サービス担当者会議の要点 ・サービス担当者に対する照会記 録	
			(4) モニタリングに当たって、 ・1月1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接の実施 ・次のいずれにも該当する場合、2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用した面接の実施 ①テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ている ②サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他関係者の合意を得ている(ii)利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができる(iii)介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、サービス担当者から提供を受ける ・モニタリングの結果の記録		未 実施 未 実施 1 月以上未実施	モニタリング記録支援経過記録	
	□有□無	運営基準減算 (0/100)	運営基準減算(50/100)が2月以上継続 2月目から適用	 	継続該当	・介護給付費請求書、明細書・モニタリング記録	告示別表イ注6

届出状況	算定 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠
			①~⑤に掲げる事項を記載した書類を作成及び保存 ①判定期間における居宅サービス計画の総数	作成及び保存		
			②訪問介護サービス等(右に記載のサービス、以下同じ) のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数	作成及び保存	… …・特定事業所集中減算に係る算定	
□有	□有	特定事業所集中減算	③訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置 付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の 名称、住所、事業所名及び代表者名	作成及び保存	書 ・理由書 【訪問介護サービス等】	告示別表イ注10 (基準告示)
	□無	200単位	④算定方法で計算した割合	作成及び保存	訪問介護	告示第95号83
			⑤算定方法で計算した割合が80%を超えている場合であっ て正当な理由がある場合においては、その正当な理由	作成及び保存	通所介護 地域密着型通所介護 福祉用具貸与	通知第3の13
			判定期間に作成した、訪問介護サービス等が位置づけられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、各サービスそれぞれについて、最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の占める割合	80/100以上		
			利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して必要な 情報を提供した場合	該当		
	□有	┃ ┃入院時情報連携加算 ┃(I)	入院の日以前に医療機関の職員に対して必要な情報を提供した 場合	該当		
	□ 無	250単位	事業所の運営規程に定める営業時間終了後又は営業日以外の日 に入院した場合であって、入院した翌日に情報を提供した場合	該当	・入院時情報提供書	告示別表ホ
/			1月に1回を限度	該当	・居宅サービス計画書	通知第3の16
			利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対 して必要な情報を提供した場合	該当	→・給付管理票 ・介護給付費請求書、明細書 	(基準告示) 告示第95号85
	□有□無	入院時情報連携加算 (Ⅱ) 200単位	事業所の運営規程に定める営業時間終了後に入院した場合であって、入院した日から3日目が運営規程に定める営業日以外の日に当たるときに、その翌日に情報を提供した場合	該当		
			1月に1回を限度	該当		

届出状況	算定 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠
			新規(契約の有無に拘わらず2月以上居宅介護支援を提供していない)に居宅サービス計画を作成	該当		告示別表口
	□有		要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成	該当	・居宅サービス計画書 - - ・給付管理票	(利用者等告示) 告示第94号56
		300単位	要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計 画を作成	該当	・和刊官理宗 ・介護給付費請求書、明細書 	通知第3の12
			運営基準減算 未適用	該当		
			入院・入所期間を経た後の退院・退所に当たって、病院・施設 の職員と面談(テレビ電話装置等の活用可)を行い、退院後7 日以内に利用者に対する情報提供を受けている	該当		
			当該情報に基づき居宅サービス計画を作成、居宅サービス・地 域密着型サービスの利用に関する調整	該当		
		退院·退所加算 (共通)	診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表の退院時共同 指導料2の注3の要件を満たすカンファレンスである	該当 (I)ロ、(Ⅱ)ロ、 (Ⅲ)	・給付管理票・介護給付費請求書、明細書・利用者又は家族に提供した文書	
	有		退院後に福祉用具の貸与が見込まれる場合、必要に応じ、福祉 用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等がカン ファレンスに参加している	該当 (I)口、(II)口、 (III)		告示別表へ 通知第3の17
	無		同一日に情報を複数受けた場合又はカンファレンスに参加した 場合は1回として扱う	該当		
			利用者の居宅サービス利用開始月に算定	該当	の写し	
			退院・退所日が属する日の翌月末までにサービス提供を開始	該当		
			初回加算を算定していない	該当		
			入院又は入所期間中1回を限度	該当		
		退院・退所加算(I)イ 450単位	病院等の職員からの情報収集をカンファレンス以外の方法で 1 回行っている場合	該当		
		退院・退所加算 (I)ロ 600単位	病院等の職員からの情報収集を1回行っており、その方法がカ ンファレンスによる場合	該当		
		退院・退所加算(II)イ 600単位	病院等の職員からの情報収集をカンファレンス以外の方法で2回以上行っている場合	該当		

届出 状況	算定 状況	Ē R	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠
			退院・退所加算 (Ⅱ) ロ 750単位	病院等の職員からの情報収集を2回行っており、うち1回以上 がカンファレンスによる場合	該当		
		有無	退院・退所加算(Ⅲ) 900単位	病院等の職員からの情報収集を3回行っており、うち1回以上 がカンファレンスによる場合	該当		
			通院時情報連携加算 5 0 単位	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録	該当	居宅サービス計画書	告示別表ト 通知第3の18
				1月に1回を限度に算定	該当		
			緊急時等居宅カンファレンス加算 200単位	病院又は診療所の求めにより、病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	該当	・カンファレンスの日時・参加した医療関係職種等の氏名・カンファレンスの要点・居宅サービス計画書	告示別表チ 通知第3の19
		<i>™</i>	200年四	1月に2回を限度に算定	該当	・給付管理票、介護給付費請求 書、明細書	MEXICAL 10
□ 有□ 無		有無	特別地域加算(15%)	厚生労働大臣の定める地域	該当	・介護給付費請求書、明細書	告示別表イ注7 告示第120号
				1単位の単価が「その他」の地域	該当		
				特別地域加算対象地域ではない	該当		告示別表イ注8
□有				豪雪地帯、辺地、特定農山村地域、過疎地域のいずれかの地域	該当	公从你 把西	通知第3の8
□ 無			する小規模事業者加算 (10%)	(3月を除くサービス提供が6ヶ月以上ある事業所)前年度 (3月を除く)の1月当たりの平均実利用者数が20人以下	該当	• 給付管理票	(施設基準) 告示第96号46 告示第78号
				(上記の実績がない事業所) 直近3ヶ月の1月当たりの平均実 利用者数が20人以下	該当		H. J. Marco J
			「中山間地域等」に居住 する者へのサービス提供	利用者が該当地域に居住	該当	・運営規程・居宅サービス計画	告示別表イ注9
		無	を行った場合の加算 (5%)	通常の事業の実施地域外である	該当	・領収書控	告示第83号2

届出状況	算定 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠
			常勤かつ専従の主任介護支援専門員	2名以上配置		
			常勤かつ専従の介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く)	3名以上配置		
			利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に 係る伝達等を目的とした会議を定期的に(概ね週1回以上)開 催	開催		
			24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談 に対応する体制	確保		
			算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護 3 、4 又は 5 である者の割合	4割以上	・居宅介護支援における特定事業 所加算に係る基準の遵守状況に	
			計画的な研修(研修計画の作成及び実施)(介護支援専門員について個別具体的な目標等を次年度が始まるまでに定めている。)	実施	関する記録(保存用) ・主任介護支援専門員研修修了証 の写し、雇用契約書 ・介護支援専門員証、雇用契約書 ・緊急連絡マニュアル、フローチ	告示別表ハ
□有	□有	特定事業所加算(I) 5 1 9 単位	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合 においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支 援を提供	提供	ヤート等 ・研修計画(事業計画) ・会議記録 ・特定事業所集中減算に係る算定 書 ・利用者一覧表 ・サービス提供票・別表控 ・給付管理票	(基準告示) 告示第95号84イ
無	□ 無		家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障がい者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等	参加		通知第3の14
			特定事業所集中減算	未適用	・介護給付費請求書、明細書 ・事例検討会等の概略や開催時期 共同で実施する他事業所等を記	
			介護支援専門員1人当たりの利用者数	45名(居宅介護支援 費Ⅱを算定している場 合は50名)未満	載した計画	
			「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協 力体制	確保		
			必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活 全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サー ビス計画の作成	該当		
			他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研 修会等	実施		

届出状況	算定 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠
			常勤かつ専従の主任介護支援専門員	配置		
			常勤かつ専従の介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く)	3名以上配置		
			利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に 係る伝達等を目的とした会議を定期的に(概ね週1回以上)開 催	開催		
			24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談 に対応する体制	確保		
			計画的な研修(研修計画の作成及び実施)(介護支援専門員について個別具体的な目標等を次年度が始まるまでに定めている。)	実施	・居宅介護支援における特定事業所加算に係る基準の遵守状況に関する記録(保存用)・主任介護支援専門員研修修了証の写し、雇用契約書	
□有	□有	 特定事業所加算(Ⅱ)	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合 においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支 援を提供	提供	- の与し、雇用契約者 ・介護支援専門員証、雇用契約書 ・緊急連絡マニュアル、フローチ - ャート等 ・研修計画(事業計画)	告示別表ハ (基準告示) 告示第95号84ロ
□無	□無	421単位	家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障がい者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等	参加	・会議記録 ・特定事業所集中減算に係る算定 書 ・利用者一覧表	通知第3の14
			特定事業所集中減算	未適用	・サービス提供票・別表控 ・給付管理票 - 企業終仕典誌式書、昭知書	
			介護支援専門員1人当たりの利用者数	45名(居宅介護支援 費IIを算定している場 合は50名)未満		
			「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制	確保		
			必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活 全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サー ビス計画の作成	該当		
			他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研 修会等	実施		

届出状況	算定 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠
			常勤かつ専従の主任介護支援専門員	配置		
			常勤かつ専従の介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く)	2名以上配置		
			利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に 係る伝達等を目的とした会議を定期的に(概ね週1回以上)開 催	開催		
			24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談 に対応する体制	確保	・居宅介護支援における特定事業	
			計画的な研修(研修計画の作成及び実施)(介護支援専門員について個別具体的な目標等を次年度が始まるまでに定めている。)	実施	所加算に係る基準の遵守状況に 関する記録(保存用) ・主任介護支援専門員研修修了証	
□有	□ 有		地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合 においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支 援を提供	提供	の写し、雇用契約書 ・介護支援専門員証、雇用契約書 ・緊急連絡マニュアル、フローチ ・ヤート等	告示別表ハ
		特定事業所加算(皿) 323単位	家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障がい者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等	参加	・研修計画(事業計画) ・会議記録 ・特定事業所集力減算に係る質定	(基準告示) 告示第95号84ハ 通知第3の15
無	□ 無		特定事業所集中減算	未適用	・利用者一覧表 ・サービス提供票・別表控	
			介護支援専門員1人当たりの利用者数	45名(居宅介護支援 費Ⅱを算定している場 合は50名)未満	·····································	
			「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力 力体制	確保	載した計画	
			必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活 全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サー ビス計画の作成	該当		
			他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研修会等	実施		

届出状況	算定 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠
			常勤かつ専従の主任介護支援専門員	配置		
			常勤かつ専従の介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く)	配置		
			常勤換算方法で1以上の介護支援専門員	配置		
			利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に 係る伝達等を目的とした会議を定期的に(概ね週1回以上)開 催	開催		
			24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談 に対応する体制(携帯電話等の転送による対応も可)	確保	 ・居宅介護支援における特定事業 所加算に係る基準の遵守状況に	
			計画的な研修(研修計画の作成及び実施) (介護支援専門員について個別具体的な目標等を次年度が始まるまでに定めている。) (連携先事業所との共同開催による研修実施も可能)	実施	関する記録(保存用) ・主任介護支援専門員研修修了証 の写し、雇用契約書 ・介護支援専門員証、雇用契約書	告示別表ハ
□有	□有	特定事業所加算(A) 114単位	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合 においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支 援を提供	提供	・緊急連絡マニュアル、フローチャート等・研修計画(事業計画)・会議記録・特定事業所集中減算に係る算定	(基準告示) 告示第95号84二
無	□無		家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障がい者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する 知識等に関する事例検討会、研修等	参加	・特定事業所集中減算に係る昇定 書 ・利用者一覧表 ・サービス提供票・別表控 ・給付管理票	通知第3の14
			特定事業所集中減算	未適用	・介護給付費請求書、明細書 ・事例検討会等の概略や開催時期	
			介護支援専門員1人当たりの利用者数	45名(居宅介護支援 費Ⅱを算定している場 合は50名)未満	共同で実施する他事業所等を記 載した計画	
			「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制	確保		
			必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活 全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サー ビス計画の作成	該当		
			他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研 修会等	実施		

届出 状況	算定 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠
		特定事業所医療介護連携 加算 125単位	前々年度の3月から前年度の2月までの間における退院・退所加算(I)イ、(I)ロ、(II)イ、(II)ロ又は(II)の算定に係る病院等との連携の回数の合計	5回以上	・店宅介護又接における特定事業 所加算に係る基準の遵守状況に 関する記録(保存用) ・算定実績一覧表(任意様式)	告示別表二 (基準告示) 告示第95号84二 通知第3の15
□ 有			前々年度の3月から前年度の2月までの間におけるターミナルケアマネジメント加算の算定 (※令和7年3月31日までの間は、従来通り算定回数が5回以上の場合に要件を満たすこととし、同年4月1日から令和8年3月31日までの間は、令和6年3月におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数に3を乗じた数に令和6年4月から令和7年2月までの間におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数を加えた数が15回以上である場合に要件を満たすこととする。)	15回以上		
			特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)の算定	該当		
		ターミナルケアマネジメ ント加算 400単位	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて居宅介護支援を 行うことができる体制の整備	確保及び整備	・提供した情報の記録	告示別表リ 通知第3の20
			ターミナルケアマネジメントを受けることについて利用者又は その家族の同意	同意		
□有			終末期の医療やケアの方針に関する利用者又は家族の意向の把 握	実施		
□ 無 □ 無			死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、利用者の居宅を訪問し、主治医等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性の把握、利用者への支援	実施		
			訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主 治医や居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者へ情 報提供	提供		